

原議保存期間	30年（令和37年3月31日まで）
有効期間	一種（令和37年3月31日まで）

警察庁丁運発第137号
令和7年3月18日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整部長
各管区警察局総務監察・広域調整部長 殿
警視庁交通部長
各都道府県警察本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各方面本部長

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用に関する細目について
（通達）

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用に関する細目については、「臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用に関する細目について」（平成22年6月11日付け警察庁丁運発第57号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前期通達は、同日をもって廃止する。

記

1 臓器提供の意思等の表示方法等

(1) 臓器提供の意思等の表示方法

免許証上に臓器提供の意思等を表示する場合には、以下の方法によることとされている。

ア 脳死と判断された死後及び心臓が停止した死後のいずれの場合でも、移植のために臓器を提供する場合「1」を「○」で囲むこと（別添－①）。

イ 心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供する場合「2」を「○」で囲むこと（別添－②）。

ウ 臓器を提供したくない場合「3」を「○」で囲むこと（別添－③）。

なお、ア又はイの場合において、提供したくない臓器があるときは、当該臓器に「×」を付することにより、その意思を表示することとされている。また、臓器を提供する意思がある者は、その意思表示に併せて、親族に対して臓器を優先的に提供する意思を表示することができ（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の2）、その場合には、特記欄に「親族優先」と記入することとされている。

(2) 免許証上に表示した臓器提供の意思等の変更方法

免許証上に表示された臓器提供の意思等を変更する場合には、以下の方法によるものとする。

ア 意思表示カードを用いる方法

厚生労働省及び社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」

という。)により作成される臓器提供意思表示カード(以下「意思表示カード」という。)等免許証以外の書面を用いて、変更後の意思等を表示することができる。

なお、この場合において、免許証上に表示された変更前の意思等に二重線を引きなどして、当該意思等が否定されたものであることを明らかにすること。

イ 免許証の再交付による方法

アの方法によるほか、免許証の再交付を申請することにより、再交付された免許証上に変更後の意思等を表示することができる。ただし、再交付に係る手数料は、あくまで申請者の負担であることに留意すること。

(3) 臓器提供の意思表示欄の保護

免許証上に表示された臓器提供の意思等は、免許を受けた者のプライバシーに関わるものであり、また、免許証が身分証明書として活用されている実態にかんがみ、当該意思等が第三者に見られることのないようにするため、厚生労働省及びネットワークにより意思表示欄保護シール(以下「保護シール」という。)が作成されることから、免許を受けた者は、これを意思表示欄に任意に貼付することができる。

2 意思表示カード等の設置及び管理

ネットワークから送付される意思表示カード等については、運転免許試験場等の窓口を設置することから、業務に支障のない範囲内で、来訪者の目に付きやすい場所に設置するとともに、補充等の管理を適切に行うこと。

3 免許証の提出を受ける場合の措置

免許証の更新、免許の取消し、停止等に伴い、免許証の提出を受けるときは、臓器提供の意思表示欄を確認し、同欄に意思等が記入されている場合又は保護シールが貼付されている場合には、当該免許証に係る免許を受けている者に対して、以下の事項について確実に教示するとともに、必要に応じて意思表示カードを配付すること。

- ・ 提出に係る免許証は、臓器提供の意思等を表示する方法として活用することができなくなるおそれがあること(当該免許証が後日返還される場合には、返還されるまでの間に限る。)
- ・ 臓器提供の意思等を引き続き表示する場合には、更新(併記を含む。)後に交付されることとなる免許証又は意思表示カード等の書面に意思等を記入すること。

4 その他

免許証及び免許情報記録個人番号カード上に表示された臓器提供の意思等は、免許を受けた者のプライバシーに関わるものであることから、意思等が記入されている免許証又は免許情報記録個人番号カード(保護シールが貼付されている免許証を含む。)を取り扱う際には、十分に注意すること。

臓器提供の意思等の表示方法（記入例）

脳死と判断された死後及び心臓が停止した死後のいずれの場合でも、移植のために臓器を提供する場合（眼球を提供したくない場合）

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- ① 私は、~~脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも~~、移植のために臓器を提供します。
 2. 私は、~~心臓が停止した死後に限り~~、移植のために臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- （1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
〔心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・~~眼球~~〕

〔 特記欄： 〕 （自筆署名） 日本 花子
（署名年月日） 平成22年 7 月 17 日

心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供する場合（親族に対して臓器を優先的に提供することを希望する場合）

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、~~脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも~~、移植のために臓器を提供します。
 - ② 私は、~~心臓が停止した死後に限り~~、移植のために臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- （1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
〔心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球〕

〔 特記欄： 親 族 優 先 〕 （自筆署名） 日本 花子
（署名年月日） 平成22年 7 月 17 日

臓器を提供したくない場合

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、~~脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも~~、移植のために臓器を提供します。
 2. 私は、~~心臓が停止した死後に限り~~、移植のために臓器を提供します。
 - ③ 私は、臓器を提供しません。
- （1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
〔心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球〕

〔 特記欄： 〕 （自筆署名） 日本 花子
（署名年月日） 平成22年 7 月 17 日